第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和７年寄附分　市町村民税
道府県民税　寄附金税額控除に係る申告特例申請書

年　月　日 栃木県大田原市長　殿		整理番号	
住　所		フリガナ	
		氏　名	
		個人番号	
電話番号		生年月日	明・大・昭 平・令　年　月　日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第７条第１項（第８項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注１）　上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の１月 10 日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注２）　申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第７条第６項（第 13 項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第４号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

１．当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和７年　月　日	円

２．申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

①　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者である	□

（注）　地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者とは、⑴及び⑵に該当すると見込まれる者をいいます。

⑴　地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第 120 条第１項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第 121 条（第１項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

⑵　地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

②　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者である	□

（注）　地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の１月１日から 12 月 31 日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が５以下であると見込まれる者をいいます。

----------（切り取らないでください。）----------

令和７年寄附分　市町村民税
道府県民税　寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住　所		受付日付印
氏　名	殿	

受付団体名	栃 木 県 大 田 原 市

マイナンバー（個人番号）確認書類・本人確認書類　添付台紙

住所	〒	フリガナ	
		氏　名	

マイナンバー（個人番号）を記載した申請には、個人番号確認と本人確認が義務付けられています。
確認書類は下記を参考にご用意いただき、この台紙に貼付し申請書と一緒に提出してください。

※ご注意※

・確認書類は「番号確認書類」と「本人確認書類」の両方が必要です。
・提出期限は　令和 8(2026)年 1 月 10 日（必着）です。期限を過ぎますと受付することができませんのでご注意ください。

1．マイナンバー（個人番号）確認書類	
マイナンバーカードをお持ちの方 ・マイナンバーカード裏面の写し マイナンバーカードをお持ちでない方 ・通知カードの写し ※上記の書類が用意できない場合には、個人番号が記載された住民票の写し。	個人番号確認書類を 貼付してください ※貼りきれない書類は裏面に貼付してください。

2．本人確認書類	
マイナンバーカードをお持ちの方 ・マイナンバーカード表面の写し マイナンバーカードをお持ちでない方 ・運転免許証、運転履歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者　保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、　特別永住者証明書のいずれかの写し。 （住所・氏名・生年月日・顔写真が確認できるもの。） ・上記書類の提出が困難な場合は、保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、官公署発行の氏名、住所、生年月日が確認できる書類等の中から２つ以上の写し。	本人確認書類を 貼付してください ※貼りきれない書類は裏面に貼付してください。

表面に貼りきれない書類はこちらに貼付してください。